



酒田市共通商品券

プレミアム徳とく券追加販売

●お問い合わせ／

酒田商工会議所経営相談課

☎22-9311

販売期間／7月11日(土)～(売り切れ次第終了)

販売数／約6万セット

有効期間／11月30日(月)まで

販売価格／1セット1万円(1千円券×12枚(20割のプレミアム付

加。購入は1人5セットまで)

利用店舗／加盟店約280店舗

◆どなたでも(予約販売ですで購入した方も)購入できます。

◆詳しくは市ホームページまたは酒田商工会議所のホームページを参照してください。

見本



平成28年3月高校卒業予定者に対する求人票早期提出のお願い

●お問い合わせ／市商工港湾課
雇用対策係 ☎26-5757

酒田地域(酒田市、遊佐町、庄内町)における今春の新規高校卒業者の県内求人倍率は2・99倍と県内平均を0・89ポイント上回りました。関係各位のご尽力に対し、感謝申し上げます。

しかし本地域における県内定着率は62・9割と県内平均79・6割を大きく下回り、多くの若者が県外に流出しています。

6月20日からは、平成28年3月高校卒業予定者に対する求人票の受け付けが始まりました。早期に求人票が提出されることにより、就職希望者の選択肢が広がり、地元での就業意識が高まること期待您的されます。

酒田市の将来を担う若者が1人も多く地元で就職できるように、求人票の早期提出をお願いします。なお求人票の提出は、ハローワーク酒田へお願いします。

☎ハローワーク酒田 ☎27-3111

介護サービス費自己負担割合などが変わります

●お問い合わせ／市介護保険課介護認定係 ☎26-5732

介護保険法改正に伴い、8月1日から所得状況に応じて介護サービス費の自己負担割合や月々の負担上限が変わります。

所得による負担割合

一定以上の所得のある方は、介護サービスの負担割合が2割になります。

対象／65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上の方(単身の場合、年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円以上、65歳以上の方が2人以上の世帯の場合、346万円以上)

負担割合証／7月中に要介護(要支援)認定を受けている方に負担割合が記載された負担割合証を郵送します

高額介護サービス費の支給基準の変更

現役並み所得相当の方がいる世帯については、負担の上限が3万7千200円から4万4千400円に引き上げられます。対象／同一世帯内に65歳以上で課

税所得145万円以上の方がいる場合

例外／対象に当てはまる場合でも同一世帯内に65歳以上の方が1人でその方の収入が383万円未満の場合、または同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いてそれらの方の収入の合計が520万円未満の場合は、市に申請することで3万7千200円に戻ります
申請／例外に当てはまる可能性のある方へ、7月から8月にかけて市から申請書を郵送します

負担軽減の判定基準

特別養護老人ホームなどの食費・部屋代(居住費)の負担軽減の判定基準に配偶者の課税状況や預貯金などが追加されます。

内容／配偶者(世帯が同じか問わない)が市民税課税者の場合は負担軽減の対象外となります。また預貯金などの金額が、配偶者がいる方の場合は合計2千万円、配偶者がいない方の場合は1千万円を超える時は負担軽減の対象外となります



ご存じですか？

国民年金保険料の免除・猶予制度

老齢基礎年金は原則として保険料を納付した期間と免除・猶予された期間が25年以上ないと、将来受給することができません。経済的に保険料の納付が困難な場合は、未納のままにせず免除・猶予制度を利用してください（原則、毎年申請が必要）。

平成27年7月分以降の免除は7月1日から受け付け

対象保険料／7月分〜平成28年6月分
受付期間／7月1日(水)〜平成30年7月31日(火)
窓口／市役所1階国保年金課、各総合支所地域振興課
持ち物／年金手帳、印鑑、離職中の方は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
◆同居している家族の方が代理申請する場合は、代理人の身分証と申請者の印鑑が必要です。

全額免除と一部免除

全額免除／保険料を納める必要はありません

一部免除／納付すべき保険料の一部（保険料の4分の3、半額、4分の1が免除）を納めます。納めないと免除が取り消され、未納期間になります

審査／申請者本人のほか、その配偶者および世帯主の前年の所得により判定（所得が基準を超えた場合でも、離職や天災などで損害を受けた場合は、免除申請が承認されることもあります）

●離職（退職・失業）による特例
申請者本人・配偶者・世帯主の中に離職した方がいる場合、審査の際に離職した方の所得を除外して審査します。

必要なもの／雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
◆雇用保険の対象外の方は相談してください。

●30歳未満の若年者猶予制度
申請者本人が30歳未満（学生を除く）であれば、世帯主の所得を除外して審査する若年者納付猶予の制度も選択できます。

全額免除と若年者納付猶予は納付が不要な点では同じですが、免

除の場合は国庫負担があるため、将来の年金額に一部加算されます。一方、若年者納付猶予は国庫負担がなく、受給できる年金額には加算されません。

追納すれば年金が増えます

免除・猶予制度を利用した期間は、保険料を納付した場合に比べ受給できる年金が少なくなります。そこで、経済的に余裕が生じた場合は、免除から10年以内に追納の申し出を行い、保険料を納付することを勧めます。納付することと将来の年金を増額させることができます。

●お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26・5728、

各総合支所地域振興課、

鶴岡年金事務所 ☎0235・23・5040



「窓口でよくある」

免除 Q & A

Q. 免除の手続きは難しいのでしょうか。

A. 申請書の記載は、住所、氏名、電話番号、申請日の記入だけです。簡単です。

Q. 免除を受けると年金も少なくなるのでしょうか。

A. 全額免除の場合は、免除を受けた月数×812円（年額）が支給額から減額されますが、上記のように追納して増額することができます。

Q. 離職した翌月に就職しました。離職の特例は受けられますか。

A. 離職してから約2年間は、特例が受けられる制度です。就職した方も特例を受けられます。